

戦後日本の「自主防衛」論：中曽根康弘の防衛論を中心として

中島, 琢磨
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/3926>

出版情報：法政研究. 71 (4), pp.137-167, 2005-03-09. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

戦後日本の「自主防衛」論

——中曽根康弘の防衛論を中心として——

中 島 琢 磨

はじめに

一 吉田政権時代の中曽根

二 防衛庁長官時代の中曽根——訪米時の議論を中心に——

(一) 第一回中曽根・レアード会談

(二) 中曽根・ジョンソン会談

(三) 第二回中曽根・レアード会談と中曽根訪米の意義

結びにかえて——「自主防衛」論の役割分担論的側面——

はじめに

周知の通り、第二次世界大戦後、日本の保守陣営においては、日本の防衛政策のあり方をめぐって路線対立が存在していた。吉田政権期、冷戦を背景としてアメリカは、日本に対して基地提供と再軍備を受け入れさせようとしていた。これに対して吉田茂首相は、米軍駐留に対しては容認し、大規模な再軍備に対しては反対の意をアメリカ側に伝えた。当面は経済復興を優先させるとというのが、吉田の方針であった。他方で、政界に復帰した鳩山一郎や、旧軍人と関係のあった芦田均らに代表される、吉田の考え方に反発するようになっていた政治家達は、日本の再軍備ひいては日本の防衛政策により自主独立性を求めて、積極的・明示的な再軍備政策を主張していくことになる。^①

このいわゆる反吉田派の政治家達の防衛論は、従来、「自主防衛」論としても理解されてきた。たとえば戦後日本の防衛政策の展開に関する先駆的な実証的研究を行った室山義正氏は、戦後日本における代表的な防衛論として、「日米安保中心・軽軍備」のいわゆる「保守本流」の防衛論、右派の「自主防衛論」、「非武装中立論」の三つをあげている。^② また戦後日本外交の構図を対米「協調」、対米「自主」、対米「独立」の三つの路線に整理する形で提示した添谷芳秀氏は、対米「自主」路線を、反吉田派の抵抗のなかから生成した、憲法改正や再軍備による「自主防衛」などを唱える路線として提示する。^③ 「自主防衛」（「自主防衛体制」とも表現される^④）は、往々にして、保守陣営内において吉田の路線に批判的であった政治家達の防衛論や外交路線を説明する際の重要語句としてこれまで用いられてきた。^⑤

しかしながら、戦後政治における「自主防衛」論の位置づけをめぐっては、依然として未整理の部分が存在する。従来、吉田の路線（吉田自身はそれを当面のものとして位置づけていたにはしろ）に対する対抗論理を説明する際などに用いられてきた「自主防衛」論であるが、ここでは、一九五〇年代に展開された、保守陣営内部における吉田を中心とした勢力と鳩山を中心とした勢力の政治路線対立が念頭に置かれている。とはいえ、吉田派と鳩山派の権力対立と密接

に関連していた、保守陣営内部における防衛政策を含めた政治路線の対立は、一九六〇年の池田勇人政権の成立によって消滅したとするのが一般的理解である。⁶⁾ また通史的には、吉田の路線は池田内閣期に定着したものととして理解されてきている。⁷⁾ とはいえ歴史事実に着目した場合、「自主防衛」の語は、池田政権期以降も保守陣営内における政治家の政治的言説のなかで存在し続けており、それでは保守陣営内部の政治路線対立が収束した後の「自主防衛」論には、一体どのような意味づけがなされるべきであるのかという問題が生じるのである。

この問題に取り組むためには、保守陣営とりわけ反吉田派に属していた政治家の具体的な防衛論などに関する考察から、「自主防衛」論の内実やその意味について明らかにしていく作業が必要であると思われる。またその際、保守陣営内部の政治路線対立が収束したとされる一九六〇年以降も含めた検討作業が念頭に置かれなければならない。しかし、反吉田派に属していた個々の政治家達の具体的行動やその防衛論とりわけ「自主防衛」論の内実について、安保改定後の時期も含めて論じた研究は、管見の限りでは依然として乏しいように思われる。⁸⁾

以上の問題関心から本稿では、かつて反吉田派の急先鋒であった、中曽根康弘の防衛論に着目する。保守合同以前、「国土」「青年将校」とも称された中曽根は、吉田の外交姿勢や旧日米安全保障条約に対する批判を繰り返していた。中曽根は、吉田の路線に反発していた鳩山、芦田、重光葵らが国内の政治舞台から姿を消した後も国会議員として政治活動を続け、一九八〇年代には首相に就任することになる。また佐藤栄作政権期には、中曽根は代表的な「自主防衛」論者としても知られるようになっていた。これらからすれば、戦後日本の代表的防衛論の一つとされる「自主防衛」論について考察するうえで、中曽根の防衛論を読み解く作業には一定の意義があるかと思われる。以上を踏まえたうえでの本稿の目的は、中曽根康弘の防衛論に関する考察作業から、保守陣営内部における防衛論の内実の一斑を明らかにし、そのうえで戦後日本の代表的防衛論の一つとされる「自主防衛」論の特徴について検討を加えることにある。

吉田政権以降、歴代の政権は結果として吉田が選択した路線に大きな変更を加えることはなかったというのが一般的

理解である。とはいえ、戦後日本外交の諸相を明らかにしていくうえでは、吉田と対峙していた反吉田派の政治家達の行動や、その行動を裏づける防衛論もまた、重要な検討対象の一つとして位置づけられなければならないであろう。ここで念頭に置かれるべきは、吉田ないし吉田が選択した路線に反発していた保守政治家達が、保守陣営内における政治路線対立に決着がついたとされる一九六〇年以降、政治過程において吉田がかつて選択した路線とどう向き合ってきたのかという問題である。歴代政権が、吉田が当面のものとして選択した防衛政策の路線を事実上踏襲するなか、かつて積極的・明示的再軍備を唱えていた保守政治家達は、はたしてどのような防衛論を展開していたのであろうか。

本稿では主に二つの時期に着目して、限られた範囲ではあるが、中曽根の防衛論を検討する。第一の時期は、保守陣営において日本の防衛政策の路線をめくり対立があった、一九五〇年代である。第二の時期は、沖縄返還問題を背景に、保守陣営において「自主防衛」をめぐる論議が高まった一九七〇年前後である。第一の時期について本稿では、おもに吉田政権時代の中曽根の主張を取り上げる。また第二の時期は、中曽根の防衛庁長官時代（一九七〇年一月～一九七一年七月）と重なるが、本稿ではおもな考察の局面として、長官時代の中曽根の最も重要な経験の一つであったと考えられる一九七〇年九月の訪米を取り上げる。約二週間にも渡るこの時の訪米において、中曽根はアメリカの政策決定者達と多くの接触の機会を持っている。従来この時の中曽根訪米に関しては、中曽根が会談で有事の際におけるアメリカ側の日本への核持ち込みを容認する発言をしていたことが、重要な事実として伝えられている⁽⁹⁾。また同会談の内容については、日本の防衛政策に関する重要な先行研究のなかでも触れられてきている⁽¹⁰⁾。ただ、訪米時の会談内容全体を一次資料から明らかにする作業、および会談を外交や防衛問題の観点から位置づける作業は、管見の限りではまだ十分にはなされていないように思われる。また、中曽根が防衛庁長官時代に述べる「自主防衛」には、政治的スローガンの側面が強い場合があり、具体的な政策内容を伴っていない時がある。それゆえ、中曽根の「自主防衛」論が示すところの政策内容をより把握するためには、アメリカ側との協議内容が重要な検討対象となってくると思われる。「自主防衛」は、

日米の安全保障関係のあり方と直接に結びつく問題であるため、日米協議の場でこれが取り上げられた場合には、「自主防衛」が日米の安全保障関係のなかでどう位置づけられるのかという問題が必然的に浮上することになる。そこでは、「自主防衛」の語が具体的な政策内容を説明するための言葉として用いられているはずであり、したがって訪米時に中曾根が国防長官などアメリカ側の重要な政府関係者に示していた見解は、中曾根が述べる「自主防衛」の具体的な政策内容を理解するうえで重要な判断材料として位置づけられるのではないかと思われる。同時に、訪米時の見解に象徴される中曾根の防衛論の特徴は、従来反吉田派の防衛論としても理解されてきた「自主防衛」論の、安保改定後の展開を明らかにするうえでも、重要な分析材料の一つを提供してくれているかと思われる。以上の観点から本稿では、この時の中曾根訪米を取り上げることとする。

以下ではまず、吉田政権時代の中曾根の主張について述べる。そのうえで、一九七〇年九月の訪米時の中曾根とアメリカ側との会談内容について、筆者が現在確認している資料から明らかにする。最後に、本稿で考察した内容から中曾根の防衛論についてまとめ、戦後日本の代表的な防衛論の一つとされる「自主防衛」論の特徴について論じる。

一 吉田政権時代の中曾根

戦後のGHQの占領政策に批判的であった中曾根は、日本の独立のためには、日本に駐留している米軍が撤退することが重要であると考えていた。一九五〇年一〇月、当時国民民主党議員であった中曾根は芦田均の応援演説のために京都を訪れ、芦田に対し、「一国の防衛の基本は、自らの意思で、自らの汗でやるべきです。いずれアメリカと同盟するにしても、日本は相応な再軍備をして、できるだけアメリカ軍を撤退させ、アメリカ軍基地を縮小しなければならぬ」と訴えている。さもないと「日本は、永久に外国軍隊の進駐下にあり、従属国の地位に甘んじなければならぬ」

というのが、中曽根が米軍駐留に反対する理由であった。⁽¹¹⁾

しかしながら吉田首相の判断は、講和後の日本の安全保障は米軍駐留継続を前提とせざるを得ないというものであった。吉田は一九五〇年四月の時点で、訪米した池田勇人蔵相を通じて講和後の米軍駐留受入れの意思を表明し、その後一九五一年一月から実施された講和交渉では、早い段階で米軍駐留を認容する考えを米側に示していた。⁽¹²⁾ 同年九月八日に調印された旧日米安全保障条約では、「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその付近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する」(第一条)として、講和後も日本における米軍駐留が認められることになった。⁽¹⁴⁾

中曽根は、同年一〇月二三、二四の両日に衆議院で開かれた平和条約及び日米安全保障条約特別委員会において質問に立ち、「このような片務的な、一方的に保護されるような条約ではなくして、もう少し日本の地位を向上せしめた平等な条約ができたのではないかと考える」、「たとい日本には自衛力がなくても、自衛をやる意思がある、それにスタートをするという決意さえ示せば、このような片務的な、濃度の薄い条約にはならなかつたと思うのであります」として、日米安全保障条約の内容を批判した。⁽¹⁵⁾ 一〇月二六日には、衆議院本会議で対日平和条約および日米安全保障条約の承認の件について記名投票が行われたが、この時中曽根は、日米安全保障条約の承認に関する投票には欠席している。

一九五二年二月八日、改進黨が結成された。その結成に党設立準備委員として携わった中曽根は、同党においても吉田政権の安全保障政策の再検討を積極的に訴えていく。同党の結成に際して中曽根が川崎秀二と起草したとされる政策大綱では、「自衛軍の創設および日米安全保障条約の相互防衛協定への切り替え」が盛り込まれていた。⁽¹⁶⁾ また一九五三年九月、訪米した中曽根は当時副大統領であったニクソン (Richard Nixon) と会談し、自衛軍の創設と日米安全保障条約の「対等の同盟」または保障条約への改定、および自衛軍の増強に応じた米軍の順次撤退を主張している。⁽¹⁷⁾ 加えて、中曽根はこの時の訪米の際に、国務省に対して「日本の自衛に関するメモランダム」と題した覚書を提出している。中

曾根は一九五四年に発表した『日本の主張』のなかで、この覚書の内容を公表している。そこでは、「日本自衛軍創設」、「現行日米安全保障条約を日米同盟の水準に改訂」、「日本自衛軍の増強に応じ、米軍は順次撤退」、「特定の空海軍基地は新同盟条約下合同委員会で管理」などの内容が提案として掲げられていた。⁽¹⁸⁾

ちなみに『日本の主張』のなかで中曾根は、「七百に及ぶ米国の軍事基地の制圧により、国の防衛と治安が保たれているという情けない被保護国の状態を、速に脱却しなければならぬという現状打破の精神が全国的に漲つて来た」、「安全保障条約によつて、自衛の能力なき日本は米軍の駐屯を要請し、外国人の税金と外国青年の血によつて自国の防衛を外国に委託した。この瞬間からすでに日本は独立国としての対等な発言権を喪失した」として、ここでも日米安全保障条約に対して厳しい評価を下している。中曾根は、にわかには自衛軍の建設は難しいとし、足らざる部分については援助を要求するとしながらも、「問題は、日本国民全体が自ら先に決意を表明するかいなかにある」として、吉田政権が自衛や再軍備に積極的な意思を示さないことに対していらだちを露わにしていた。⁽¹⁹⁾

また一九五四年一月二九日、衆議院本会議において中曾根は、「自衛軍はみずから米軍を撤退せしめるためにつくるものであつて、米軍が撤退するからその穴埋めとしてつくらるべきものでは断じてないのであります」と陳述している。中曾根は、インド、インドネシア、戦前の中華民国において国民と政治指導者が血の犠牲をもって闘つたものは、独立の回復と外国軍隊の撤退であつたと強調したうえで、「外国軍隊の駐屯に浩然たる吉田内閣の態度こそ、日本とアジアの歴史の名誉のために断じて抹殺されなければならない態度であります」として、吉田政権の政策を辛辣に批判する。日本の「真の独立」は、「自衛軍創設による米軍の撤退からスタートする」というのが、中曾根の認識であつた。⁽²⁰⁾

以上から示されるように、中曾根にとつて自衛軍の創設は、講和後も駐留を続ける米軍を撤退させるために論じられていた側面があつた。吉田政権時代の中曾根の主張を簡単に整理するとすれば、それは、日本は憲法改正をして自衛軍によりみずからを守り、そのうえで共産主義勢力に対抗するためアメリカと対等な関係で協力していくべきだということも

のであった。すなわち中曾根は、自衛軍の創設、可能な限りの米軍の撤退、吉田首相が締結した日米安全保障条約の相互防衛条約（協定）などへの改定による、日本の防衛政策の再検討を主張していたのであった。

さて、後年中曾根は講演のなかで吉田の勢力と鳩山の勢力の対抗について、「われわれは鳩山陣営と一緒にやりました」と当時を振り返っているが、⁽²¹⁾その鳩山は一九五四年一二月に首相に就任し、一九五五年一月二二日に衆議院本会議で行われた施政方針演説のなかで、「自主防衛態勢」の確立と駐留軍の早期撤退を訴えている。⁽²²⁾鳩山の主張内容には、吉田に対する対抗意識が鮮明に表れていた。「自主防衛」の語が、反吉田派の防衛論や外交路線を説明する際のある種の用語として分析者の間で定着していった背景には、反吉田派の中心的存在であった鳩山が同語を用いて政治的主張を行っていたことが関係していたように思われる。

ただ鳩山政権の防衛政策は、結果として吉田内閣が敷いた路線を継承したというのが通説的理解である。⁽²³⁾また、その後一九六〇年の安保改定の際に生じた国民による反対闘争を教訓として、与党自民党は、政治主義による対決から経済主義によるコンセンサスへと軌道修正した。⁽²⁴⁾岸信介政権の後継である池田政権は憲法改正を棚上げにし、「政治の季節」から「経済志向」への転換を演出し、⁽²⁵⁾結果として、日米協調、経済大国志向、改憲問題への慎重な対処などを内容とした「保守本流」政治が確立していく。⁽²⁶⁾かくして、既存の法制度に変更を加えることなく日本の防衛力の漸進的整備を進めるといふ、吉田政権が選択した従来の流れが受け継がれていくことになった。

一方保守陣営における政治路線対立に決着がついたとされる一九六〇年以降も、「自主防衛」の語は、保守政治家による日本の防衛や安全保障をめぐる言説のなかで残り続けることになった。そして一九六〇年代後半、国内では、沖繩返還後の日本防衛という観点から「自主防衛」の必要性が活発に論じられるようになった。たとえば船田中は、一九六九年一〇月一五日に発表した「沖繩以後の国防展望」（船田私案）のなかで、「『自主防衛』への強い支持と雖も、日本の絶対独力による防衛を望むというよりは、日米間の協同防衛に当って日本側の分担遂行の能力を大きくし、引いて協

同上の自主性を大きくせよ、というにあるものと考え度い⁽²⁷⁾との見解を示している。ここでの「自主防衛」は、事実上現行の日米安全保障体制の存在を前提としたうえで、日米の協調と日本の防衛上の分担遂行能力の拡大を意味するものとなっている。

中曽根はどうであったのか。中曽根もこの時期、「自主防衛」を活発に主張するようになっていた。たとえば一九六九年、中曽根は各地の講演や会議などで、「七〇年代は日本の自主防衛を主力とし、補充的に集団安全保障に頼るようの方針を変更すべきだ」、「終局的には米国の核と第七艦隊以外は自主防衛にすべき」、「一九七五ごろ安保条約をいったん廃棄し、新しい日米親善関係を確立すべきだ」などと論じていた。⁽²⁸⁾ これらの中曽根の主張には、依然として一九五〇年代の主張内容と一定の共通性があるように見える。また中曽根は、安保改定以降も、吉田が敷いた路線を短期的なスパンで再検討していくべきだと考えていたようにも見える。

だが一九六〇年代後半、自党内での中曽根の状況には変化が生じ始めていた。中曽根はそれまで「党内野党」的立場を貫き、一九六六年に行われた自民党総裁選挙では、佐藤栄作の対立候補である藤山愛一郎を支持していた。だが、この後状況は変化する。総裁選後、佐藤首相が中曽根に直接会して協力を要請してきたのに対して、中曽根はこれを了承し、「総理を目指すための派閥戦略」の観点から、一九六七年一月の内閣改造の際には運輸大臣に就任している。⁽²⁹⁾ そして一九七〇年一月、中曽根は第三次佐藤内閣の防衛庁長官として入閣する。駐日アメリカ大使館は、中曽根の防衛庁長官就任を、政策に対する影響力と大衆基盤の獲得という観点から理解していた。⁽³⁰⁾ 中曽根は後に、防衛庁長官に就任して以来佐藤が自分を非常に評価してくれるようになったと回顧しており、佐藤首相との協調関係に一定の満足を得ていたようである。とはいえ他方で、佐藤との接近は、中曽根を、党内主流派が志向する安全保障路線との兼ね合いを重視せざるを得ない状況へと追いやることにもなっていたのではなからうか。

以上を踏まえたうえで次節では、防衛庁長官時代の中曽根の防衛論、および同時期の「自主防衛」論の内実について、

一九七〇年九月の中曽根訪米を中心に論じることとする。

二 防衛庁長官時代の中曽根——訪米時の議論を中心に——

かつて筆者は拙稿のなかで、中曽根は防衛庁長官時代、日本で行われた日米協議の場などでは、自身の安全保障構想を現行の日米安全保障体制と整合させようとしていた点などについて解明しようと試みた³²。ただ、中曽根の行動の背景を中長期的な視点から論じる作業については乏しかったように思われる。また中曽根が参加した日米協議についても、訪米時の議論など、なおも考察の余地が存在していた。ここでは吉田政権時代との対比という観点から、「自主防衛」の問題も含めた長官時代の中曽根の防衛論に関する検討として、中曽根が日米協議の場として重要視していた訪米時の会談内容を中心に見ていく。

中曽根は一九七〇年九月八日から二〇日にかけて訪米し、レアーダ (Melvin R. Laird) 国防長官、ロジャーズ (William P. Rogers) 國務長官、ジョンソン (U. Alexis Johnson) 國務次官など、ニクソン政権の安全保障政策に携わる重要人物達と会談し、安全保障問題をめぐり活発な意見交換を行っている。事前の調整で中曽根側は、会談では、ポスト・ベトナムの東南アジア、中国および韓国なども含めた広範囲にわたる安全保障問題についてレアーダと話し合いたい旨を伝えていた³³。國務省は同年二月の時点で、中曽根の個性と政治力の観点からして、中曽根訪米の性質は以前の防衛庁長官の訪問とは全く異なったものになるだろうと認識していた³⁴。

中曽根は会談のなかで、「自主防衛」の問題を積極的に取り上げたいと考えていたようである。中曽根訪米直前の九月二日、マイヤー (Armin H. Meyer) 駐日大使は本国に対し、中曽根が訪米時にレアーダ国防長官や他のアメリカ政府関係者との会談のなかで希望している議題項目について報告している。そこでは、「自主防衛」の問題が第一に取り

上げられており、マイヤーは報告のなかで、「自主防衛 (autonomous or self-reliant defense) は昨年以來中曾根のスローガンであった」と説明を加えている。⁽³⁵⁾

以下では、日米安全保障条約、核兵器、在日米軍基地なども含めた日本の防衛や安全保障をめぐる重要問題についてやりとりが交わされた、レアード国防長官、ジョンソン國務次官らとの会談を中心に考察していくことにする。⁽³⁶⁾

(一) 第一回中曾根・レアード会談

中曾根が訪米において最も重視していたのは、レアード国防長官との会談であった。第一回目のレアードとの会談は、九月九日に国防省のレアードの執務室で行われ、日本側からは中曾根、牛場信彦駐米大使、宍戸基男防衛庁防衛局長、松金久和陸上幕僚監部第二部長らが、アメリカ側からは、レアード、ウェア (Richard A. Ware) 国防次官補、ドゥーリン (Dennis J. Doolin) 国防次官補代理らが出席した。報道陣による写真撮影と挨拶交換の後、中曾根はさき々自分
の見解を示したいと提案し、レアードはこれに同意した。⁽³⁷⁾

はじめに中曾根は、国防長官と会う機会を持てたことを嬉しく思うし、佐藤首相も喜んでいと述べた。中曾根は、もし訪米が一、二年前に行われていたならば、おそらく左翼の暴動や日本の報道による反対があっただろうとし、今回の訪米に際してそのような反応がなかったことは、日本の経済的進歩、日本国民の精神的な健全、そしてアメリカのかたい絆の表れであると述べた。続いて中曾根は、安全保障に関するいくつかの重要な問題についてそれぞれ見解を示している。

中曾根がまず取り上げたのは、日米安全保障条約の問題であった。前述したように、長官就任前中曾根は現行条約の再検討を主張していたが、レアード国防長官の前では、このことを明確に否定した。すなわち中曾根は、「相互安全保

説 論 障条約 (the Mutual Security Treaty) は米日の間にある結合と友好の象徴である」としたうえで、次のように述べている。

「条約は、そのまま維持されるべきだと考えている。私が防衛庁長官に就任する以前、一九七五年に相互安全保障条約 (the MST) は再検討されるべきだと私が述べたという噂 (rumors) があつた。しかしながら、相互安全保障条約は太平洋における日本の安全保障にとって不可欠 (essential) であるとかたく信じていることをいま明確にしたいと思う。⁽³⁸⁾」

中曽根は、アメリカの核の傘の必要性についても理解しているとし、「相互安全保障条約は『半永久的 (semi-permanent)』な基盤のうえに維持されるべきである」と述べ、日米安全保障条約は将来的にも維持されるべきだとの考えを米側に伝えた。中曽根は、「一九六〇年の条約再検討 (安保改定) や一九七〇年の条約の自動延長 (automatic extension) のように、条約自身は変化を経験するかもしれない」(括弧内筆者)、「条約そのものは再検討されるかもしれない」と述べつつも、「相互安全保障体制 (mutual security system) は、日米両国の相互安全保障を保証するため維持されなければならない」との見解を示している。この発言からすれば中曽根は、日米安全保障体制を将来的に維持すべきとしつつも、条約内容については再検討の可能性を排除すべきでないと考えていたようにも解釈できる。しかし中曽根は、先に現行の日米安全保障条約に対する支持を明示しており、また条約再検討を具体的な提案として持ち出していたわけでもなかった。

この後中曽根は、「日本は、現実的にはアメリカの核抑止と第七艦隊に頼っており、日本の方はみずからの通常兵器による防衛を提供する」と、日米の防衛協力の図式を示している。⁽³⁹⁾「相互安全保障条約」を「半永久的」な基盤のうえに維持し、日本は通常兵器による防衛を提供して核抑止はアメリカに頼るといふ、中曽根が述べる日本の防衛のあり方は、「核四政策」に基づき佐藤首相が説明していた日本の防衛のあり方と同様のものと捉えてよい。また、中曽根がわ

ざわざ長官就任前の発言を否定してまで日米安全保障条約への支持を訴えていることからすれば、中曾根はよほどアメリカ側に懸念を抱かせないように気を使っていたようにも見える。一九七五年をめどとした現行条約の再検討を主張していた中曾根であったが、レアード国防長官との会談でみずからその発言を否定したことで、結果として現行日米安全保障条約の当面の維持が両国間で確認されることになった。

さて、条約に対する見解を示した後、中曾根は四次防（「新防衛力整備計画」⁽⁴⁰⁾）および「国防の基本方針」の改定について説明している。中曾根は策定中の四次防について、一九七二年から一九七六年までの五カ年の全体の支出は三次防の二倍となり、約一六〇億（米）ドルになると説明した。四次防の第一の強調点として中曾根は、日本に面する海域や海峡の防衛をあげ、「日本海は日本湖にしなければならぬ（must make the Sea of Japan into a Japan lake）」と述べている。第二の点として、F-4戦闘機や、ナイキ・ハーキュリーズやホークなどのミサイルによる防空の必要性が、また第三の点として、海上護衛やASWシステムを含めた海上兵力の拡大が指摘された⁽⁴¹⁾。ちなみに四次防に関する中曾根の説明は、たとえば予算額など、大蔵省や防衛庁との十分な調整を経たうえで述べられたものではなく、このことが後に国内で四次防問題が紛糾する一因となっている⁽⁴²⁾。

続けて中曾根は「国防の基本方針」の改定問題を取り上げ、ここで「自主防衛」についても見解を示している。中曾根は、すでに訪米前の六月の時点で改定をめぐる自民党内での調整に失敗していたが、アメリカ側に対しても改定の必要性を説いている。中曾根によれば、一九五七年にさかのぼる現在の方針は、「自主防衛」(self-defense)を強調していない。たとえば北朝鮮の攻撃に巻き込まれた事態において、現在の計画はアメリカの支援に依存するとして、日本が自身で防衛すべきだとは述べていない。このように「国防の基本方針」は、一三年前の日本の国内状況を表現しているものであって、明らかに改定される必要があると、中曾根は陳述する。

中曾根は個人的見解として、「日本は通常兵器による攻撃に対しては独力で防衛ができるようにならなくてはいけな

い」と述べたうえで、「日本での軍事力整備に関する不安をなくすために、この秋に公表される新しい国防方針には、日本は核兵器能力をもたず、また必要に応じて核兵器を日本に持ち込む可能性を含めて、アメリカは日本に核防衛を提供するとの条項 (clause) を盛り込む必要がある」として、日本の核非武装を主張した。⁽⁴³⁾

この発言は、有事の際のアメリカによる日本への核持ち込みを認容している点で注目されるべきものだが、アメリカの核抑止力を前提とした日本の核非武装政策の方針が言明されている点も重要である。「自主防衛」を主張して何かと物議をかもししていた中曽根であったが、アメリカ側との会談では、「自主防衛」は、核防衛はアメリカに任せよう、通常兵器による攻撃に対する日本の独力での対応という意味で説明されており、とくに現行条約の再検討や既存の路線の変更を念頭に置いたものではないことが分かる。その後中曽根は、日米安全保障協議委員会の問題を取り上げ、同委員会への国防長官と国務長官の出席を求めた。

さて、かつて中曽根が批判の対象としていた在日米軍基地の問題は、ここでようやく取り上げられている。しかしここでの議論は、吉田政権の安全保障政策を批判していた頃の中曽根の見解とは異なるものであった。在日米軍基地の問題について中曽根は、「ニクソン・ドクトリン」およびアメリカの防衛予算削減の結果として、在日米軍基地は縮小されるかもしれないとの観測を示した。そのうえで中曽根は、米軍基地の縮小について緊密に調整する必要があるとして、レオード国防長官に同意を求めている。中曽根は自身の見解として、アメリカは完全に使用している在日米軍基地については維持し続けるべきであるとし、また日米安全保障条約の極東条項を自分も支持するとも付け加えたうえで、しかしながらより重要性が低い基地に関してはアメリカと日本はその一部を共同使用しうるのでないかとの考えを示し、米軍がもはや必要としない基地については自衛隊への完全な管理下に戻しうると述べた。中曽根は具体的例として、水戸射撃場、所沢倉庫 (depot)、および東京地域の四つの米軍ゴルフ場をあげている。在日米軍基地問題に関する会談での中曽根の基地縮小の論理は、かつてのような、日本の自衛軍創設のために米軍がまず撤退すべきというようなもの

ではなく、アメリカが同盟国への役割分担拡大を求めた「ニクソン・ドクトリン」に基づき、米軍が不要とする施設・区域を日本の管理下に置きたいという持ち出し方であった。⁽⁴⁴⁾

その後中曽根は、沖縄の防衛引き受け問題について触れ、防衛医科大学校設立を念頭に置いたアメリカ側による自衛隊の医務官や学生への教育の実施、自衛隊の情報 (intelligence) 担当官の訓練目的によるアメリカへの派遣などを提案している。また、一九六五年の佐藤・ジョンソン会談の共同声明で触れられた、アメリカによる日本の核防衛の有効性と、沖縄返還に際しての核兵器の撤去についてレアード国防長官に確認を求めた。最後に中曽根は、ウラン濃縮のための施設の建設に関する日米協力を提案している。⁽⁴⁵⁾

中曽根の発言が終わった後、今度はレアード国防長官が陳述を行った。レアードの発言は、日本の役割分担の拡大を強調するものであった。レアードは、アメリカは防衛および対外政策を変更しているところであると述べたうえで、国防予算削減の問題に触れ、削減の八〇％は南ベトナムからの撤退の結果であり、また防衛予算はGNPの九・六％から七・〇％へと減少したが、このレベルは一九七一年会計年度から一九七二年会計年度の間も維持されるだろうと説明した。続けてレアードは、通常兵器の必要性を指摘したうえで、「ニクソン・ドクトリンは、他の自由世界の国家に、自由世界の安全保障に対するより大きな貢献を求めている」と述べた。またレアードは、議会では、国防省の支出が、比較的小さな日本の防衛費と批判的に比べられるのだとして、日本の防衛費拡大を促している。そのうえでレアードは、「アメリカは核戦力を維持し、同盟諸国に対して空上と海上の支援を提供するが、地上戦力の点では、同盟諸国が自前の防衛のためにより大きな貢献をしてくれることを期待する」として、通常兵器による脅威に対する日本の防衛努力を求めた。続けてレアードは、南ベトナム、カンボジア、ラオスそしてインドネシアなどに対して日本が経済援助の分野でより大きな役割をはたすべきだと述べた後、在日米軍基地の日米共同使用について、「共同使用の施設をめぐる費用分担の問題は、日米が互いに満足する方向へうまくいくだろうと考えている」と言及している。⁽⁴⁶⁾

第一回目中曾根・レアード会談では、おもに中曾根が日本の防衛のあり方や日米安全保障体制に対する見解を示したことが、一つのハイライトであった。その要諦は、日本の「自主防衛」の必要性を主張はするものの、同時にそれは現行日米安全保障条約の否定ではないということを説明し、通常兵器による対応のための論理として示そうとするものであった。

(二) 中曾根・ジョンソン会談

翌一〇日、中曾根はジョンソン國務次官との会談にのぞんでいる。ジョンソンは、一九六六年一月から一九六九年一月まで駐日大使を務めた、國務省きつての対日政策の専門家であった。⁽⁴⁷⁾

中曾根はジョンソン國務次官との会談でも、核武装の問題について重点的に取り上げた。会談冒頭で中曾根は、沖縄返還決定におけるジョンソンの重要な役割に対して感謝の意を表した後、「アメリカの核抑止力が効果的に機能し続ける限り、日本が核兵器を獲得する必要性がないことはわかっている」と述べた。「実際のところ」として中曾根は、「今度の『国防の基本方針』の改定に際して、非核に関する声明 (a non-nuclear statement) を挿入するつもりである」と述べたうえで、「公式にいう必要はないけれども、日本が非核政策を保持するとしても、将来緊急に必要な場合には、アメリカが核兵器を日本に持ち込むことを許可する権利を留保しておくべきだと考えている」と述べた。⁽⁴⁸⁾

続けて中曾根は、安全保障条約と防衛問題の話に移り、「日本は、通常兵器による防衛上の役割を全面的に引き受けることが可能のところまで、自国の防衛力を発展させるために最善を尽くしている」とし、防衛意識 (defense consciousness) の促進努力の結果として、防衛問題に対する国民感情は過去数年間と比べて変わったと述べた。また中曾根は、一九六九年の下田会議での「一九七五年までに相互安全保障条約 (MST) は変えるべきだ」とのみずからの発

言を引用し、「実のところは、条約は時と状況の変化を考慮して再検討されるべきだという意味だった」と、ここでも釈明している。そのうえで中曽根は、「安全保障関係は一九五二年以降いくつかの変化を経験したが、この原則は半永久的のものとするべきであるというのが私の立場である」と言明した。⁽⁴⁹⁾ これらのくだりは、レアード国防長官に具陳した内容と同様のものである。

これに対してジョンソン国務次官は、ニクソン大統領が日米の安全保障関係は太平洋の「くさび」(linchpin)であると述べていたことに触れながら、「ニクソン・ドクトリン」に対して日本のなかに誤解がないことを望むとして、説明をくわえている。すなわちジョンソンは、「アメリカはもはや第二次世界大戦後のような優先的な防衛上の役割を果たす必要はないけれども、太平洋からの撤退は意図していない」と、米軍が必要以上にアジアから撤退するわけではないことを立言している。⁽⁵⁰⁾

ところで、この後ジョンソン国務次官は、日米安全保障条約の再改定について次のような見解を示している。

「将来相互安全保障条約(MST)の改定があるとするならば、アメリカはそれが真に相互的である (be truly mutual) ように主張するだろう。すなわち、日本はアメリカ防衛の義務を引き受けなければならないだろう。」⁽⁵¹⁾

日本がアメリカ防衛の義務を引き受けるためには、当然のことながら自衛隊の海外派遣を可能とするための日本国憲法の改正が必要となる。ジョンソン国務次官は、ここで日本の憲法問題について直接は触れていないようだが、日本による「アメリカ防衛の義務」が日本の憲法改正を前提とするものであることは、日米関係の専門家なら熟知していたはずである。なぜジョンソンは、ここでわざわざ条約の再改定の条件を述べたのであろうか。管見の限りではあるが、ジョンソンのこの発言の前に、中曽根が条約再改定の条件についてアメリカ側に問い合わせていた形跡は見当たらない。あるいはジョンソンが、長官就任前の中曽根の条約再検討発言を意識して、条約を再検討する場合の条件について念のため補足的に説明していたのであろうか。

この点について筆者は現在確認できていないが、本稿の課題から重要だと思われるのは、以上のジョンソン国務次官の発言に対する中曾根の反応である。すなわち、条約改定には日本によるアメリカ防衛が必要だと述べるジョンソンに対して、中曾根は「相互性 (mutuality) はまったくもって自然なことであるが、それには時間がかかるだろう」と答えているのである。⁽⁵²⁾ このことからすれば中曾根は、会談では憲法改正を短期的な政策課題としては取り上げていなかったことになる。

この後話題は、在日米軍基地の問題に移っている。ここでの中曾根の見解も、レオード国防長官に示した内容と同様のものとして捉えてよい。中曾根は、在日米軍基地の日米共同使用の取り決め (arrangements) については事務レベルで扱われている最中であり、首都圏で使用されていない施設の問題がなおあると指摘した。中曾根は、防衛庁が在日米軍施設・区域の日米共同使用のためにより大きな責任引き受けができるように、いくらかの特別財源の保証を福田赳夫蔵相からとりつけたと説明した。また中曾根は、過去に外務省がしり込みしていた段階までの共同使用取り決めの拡大に対して、(現在の) 地位協定の解釈を適応させることが可能であると述べ、具体的に横須賀の造船所 (shipyard) の日本政府による引き受けなどを求めた。これに対してジョンソン国務次官は、共同使用のために法律上の障害が克服されることを喜んで受け入れると述べている。⁽⁵³⁾

会談の最後では、ウラン濃縮の問題が取り上げられた。中曾根は、現在日本は遠心分離機の計画を実施しているが、この研究を自力で継続するには莫大なコストがかかり、近隣諸国に懸念を呼び起こすと説明し、アメリカ、およびオーストラリアやカナダから技術を獲得する方がよいと提案した。これに対してジョンソン国務次官は、遠心分離法がガス拡散 (gaseous diffusion) 法よりも実用的で安いのかどうか現在ではわからず、またプラントの立地の問題があるなどとして、明確な回答を避けている。ちなみに国務省は報告のなかで、「核持ち込みに関する意見とウラン濃縮についての提案を除いて、中曾根は東京 (駐日大使館) の電報六八三三で略述された筋書きから外れることはなかった」(括弧内

筆者」と述べており、国務省側は、核持ち込みとウラン濃縮に関する中曽根長官の発言を目新しいものと捉えていたようである。⁽⁵⁴⁾

ジョンソン国務次官との会談の後、ロジャーズ国務長官との会談が行われた。中曽根側は訪米前、ロジャーズを表敬訪問したい意向を国務省に伝えていたが、グリーン (Marshall Green) 国務次官補 (東アジア・太平洋担当) はロジャーズに対し、中曽根が六、七年後には重要な首相候補になる人物であると説明したうえで、会談を進言していた。⁽⁵⁵⁾ 約四五分間にわたった会談で中曽根が扱った項目は、ジョンソンとの会談内容と基本的には同じであった。ロジャーズとの会談でも中曽根は、日米安全保障条約が世界平和にとって重要であり、維持されるべきだと述べ、アメリカの抑止力が効果的である限り、日本は核兵器を必要としないと説明した。これに対してロジャーズは、核兵力を太平洋から引き揚げる意図はないとしたうえで、「ニクソン・ドクトリンはアメリカが撤退することを意味しているわけではない」と述べている。⁽⁵⁶⁾

同じ一〇日、中曽根はナショナル・プレス・クラブで演説している。日本の防衛庁長官としてははじめてナショナル・プレス・クラブで演説を行った中曽根であったが、演説内容は会談での中曽根の主張内容とほぼ同様のものであり、とくに日本の核武装および軍国主義化の否定に強調点が置かれていた。演説で中曽根は、日本の核武装を否定したうえで核の平和利用を目的としたウラン濃縮の推進を主張した。他方で中曽根は、日本が軍事大国化しているとする見方を否定し、日本がすでに軍国主義化しているという批判は「猫を虎だというようなものだし、もし日本が虎だというのなら、それは張子の虎である」と反論した。一四日には、中曽根は外交問題評議会 (Council on Foreign Relations) でも演説を行っている。そこでも中曽根は、日本の核武装および軍国主義化の否定、日米安全保障協議委員会の格上げなどについて述べている。⁽⁵⁷⁾

(三) 第二回中曾根・レアード会談と中曾根訪米の意義

最後に、九月一四日に国防省で行われたレアード国防長官との第二回目の会談内容について見てみることにする。会談は、第一回目会談での中曾根の陳述に対してレアードが答える形で進んだ。レアードは日米安全保障協議委員会の格上げ問題について、「アメリカ側を代表する駐日大使や太平洋軍司令官とともに、東京で定期的な委員会を継続させるのがベストだろう」「国防長官と防衛庁長官の会談は、適切かつ必要な際に開催できるだろう」として、慎重な表現でありながらも、中曾根の提案を事実上拒否している。続けてレアードは在日米軍基地について、水戸射爆場の使用を一九七一年一月に中止する方向で考えていると伝え、また追加的な基地の削減に近い将来にあり、米日による緊密な協議のなかで最終決定すると約束した。レアードは、在日米軍基地削減に関する情報は部内秘扱いでなくてはならないと補足的に触れている。⁵⁸⁾

日本の防衛計画について、レアード国防長官は、通常攻撃からの防衛に対し完全に独力で対応するための日本の行動に理解と支持を示した。また日本が引き続きアメリカの「核の傘」に頼り続けることについても支持した。レアードは、相互安全保障条約の下、アメリカは日本防衛のためにあらゆるタイプの兵器を使用する準備があることを保証し、この保証はアメリカの核抑止に信頼性を与えるために必要であり、この理解をアメリカとアメリカの友好国、同盟国との間で持つことが不可欠であると主張した。さらにレアードは、日本政府がアメリカの予算問題を認識していることは把握しているが、日本政府がさらに助けしてくれることを望むと述べた。しかしながら日本の軍事活動については、憲法そのほかの諸制限があることを十分に理解しているともつけくわえている。日本の役割分担に関してレアードは、とりわけ経済や技術支援の分野で日本が指導的役割を引き受ける大きな機会があることを強調し、日本は富の増加とともに、アメリカと同様の責任を抱えていることに気づくであろうと指摘した。またレアードは沖縄防衛責任の移行問題に関して、

日本が返還後すみやかに防空任務を引き継いでくれることを望むと、第一回目会談での発言を繰り返した。⁽⁵⁹⁾

会談の終わりに中曽根は、リード国防長官の回答に感謝の意を表明し、それらについては佐藤首相に個人的に伝えたと述べた。また、リードが国防省は医療および情報協力の領域で防衛庁を援助したいと述べたのに対して、中曽根は、防衛庁の情報要員の訓練に対する国防省の支援について正式に提案すると答えている。⁽⁶⁰⁾

以上本節では、防衛庁長官時代の中曽根の防衛論について、訪米時の会談内容を中心に検討してきた。「自主防衛」論者として知られていた中曽根が、訪米時にアメリカ側に対して説明する日本の防衛のあり方は、現行憲法および現行日米安全保障条約の当面の継続という状況の下で、またアメリカによる核抑止や第七艦隊の存在を前提としたうえで、日本が通常兵器による防衛を引き受けるといふものであった。そこには、かつてのような、米軍の順次撤退やそのため自衛軍創設という論理は含まれていない。中曽根は米側に対し、とりわけ関東地域を中心に米軍区域・施設の縮小を訴えるものの、それはあくまで、日本の安全保障政策をめぐる現行の法制度の存続を前提とした、米軍の整理縮小によるアメリカ側の負担軽減と日本の防衛責任拡大という文脈から持ち出された提案であった。くわえて、「ニクソン・ドクトリン」の観点から日本の役割分担拡大を求めてくるアメリカ側に対し、中曽根がとくにアメリカ側の論理に反対していた形跡は確認できない。

また中曽根が、この時の訪米で閣僚として日本の核非武装政策を明言したことの意味は大きいと思われる。筆者は現在のところ、中曽根が日本の核非武装政策を明言しはじめた時点を確認できていない。ただ、かつて核武装を主張していたともされる中曽根であるが、⁽⁶¹⁾少なくとも防衛庁長官時代には、核防衛をアメリカに委ねる方針をアメリカ側の政策決定者に明言していたことが指摘し得るかと思われる。

さて、前述のように中曽根は、訪米の際に「自主防衛」を議題として取り上げたい旨を事前に駐日大使館に伝えていたが、日米の事務当局間では、中曽根訪米前に「自主防衛」の問題も含めて調整が進められていた。この点について若

干触れておきたい。中曽根訪米前の八月、駐米日本大使館の吉野文六公使はグリーン國務次官補を訪ねた際に、中曽根の訪米についても話し合っている。このなかで吉野は、「中曽根は今次の入閣の際、日本の核武装や自主防衛の役割 (independent defense role) について彼が以前に持っていた見解をトーン・ダウンさせた」などと述べながらも、他方で、アメリカではわずかではあるが日本が再び軍事大国化するという懸念が増大しつつあり、大使館はアメリカでの実際の印象について中曽根に概説するつもりであると述べている。さらに吉野は、アメリカ側高官が、日本の防衛努力は全体としてアメリカの安全保障政策と一致していること、日本の諸資源は大規模な防衛努力よりは経済支援に費やされる方がベターであることなどを中曽根との議論のなかで強調することを望んでいるなどとして、アメリカ側に対してある種の「依頼」を行っている⁶²。またマイヤー駐日大使は八月二七日、中曽根訪米に関する事前報告を本国に打電している。このなかでマイヤーは、東京での発言とワシントンでの発言が異なるかもしれない中曽根について、「我々は、(基地の) 共同使用や安全保障条約の相互的な側面に関するアメリカの見解を中曽根に『教育する』ためのいくつかの手段を提案する」とも述べたうえで、「自主防衛」(autonomous defense) は武装中立 (armed neutrality) を意味するのではなく、極東における平和と安全に対する日本の関心や緊密な日米安全保障協力に依拠していること、などをリード国防長官に強調して欲しいと述べている⁶³。

このように日米の事務当局は、中曽根の見解が現行の日米安全保障関係の枠内に確実に収まるように調整を進めていた。またアメリカ側は、中曽根が訪米時に取り上げる議題について、国内での支持を取りつけていない点を訪米前にすでに把握していたようである⁶⁴。会談においてアメリカ側は、中曽根が「ニクソン・ドクトリン」などアメリカの対日政策の方針に沿うようなことを言えば積極的に支持し、それ以外のことを中曽根が述べると聞くだけで具体的反応を示しておらず、結果として会談では、現行日米安全保障体制の下での日本の役割分担の拡大という方針が日米の了解事項として残っていくことになるのである。

中曽根がこうした日米の事務当局や会談相手の思惑をどこまで把握、理解していたのかは分からない。また本稿で扱った日米協議の側面は限られており、外務省側ないしアメリカ側が、以上に触れた事前の打ち合わせの方向に沿って、中曽根に対して直接何らかの働きかけを行っていたのかどうかは今のところ確認できていない。ただ、訪米時に中曽根が示した見解やそれに対するアメリカ側の反応は、以上の日米の事務当局による事前調整の内容と、結果的に大きく外れてはいない。また、国務省では“independence defense”とも訳されていた中曽根の「自主防衛」であったが、訪米時の会談に関するアメリカ側の記録では、会談で中曽根が述べる「自主防衛」は、おもに日本の役割分担問題としての“autonomous defense”ないし“self defense”の問題として捉えられていた。また中曽根は国内政治の場でも、「ニクソン・ドクトリン」を支持し、自身の考えがアメリカ側の考えと一致しているとの見解を示している。⁽⁶⁵⁾

いずれにしろ、中曽根がアメリカ側に示す見解から「自主防衛」の内実について見るならば、結果的には、現行日米安全保障体制の重要性を踏まえたうえで、日本がみずからの通常兵器によって日本の施政権下における防衛責任を引き受け、アメリカ側との協調関係を前提とした日本の役割分担を説明するための論理という側面が前面に出たものとなっていた。

結びにかえて——「自主防衛」論の役割分担論的側面——

以上本稿では、戦後日本の代表的防衛論の一つとされる「自主防衛」論の特徴について、中曽根の防衛論を中心に論じた。吉田政権時代の中曽根は、自衛軍の創設や日本の積極的・明示的な再軍備などによる、現行の日米安全保障条約および日米安全保障体制の再検討を求めている。他方で防衛庁長官時代の中曽根は、実際には現行の日米安全保障条約の存続を前提としたうえで、日本の役割分担拡大を求める観点から日本の防衛を論じるようになっていた側面があり、

長官時代の中曾根の「自主防衛」論には、吉田派と反吉田派の権力対立および政治路線対立との連関で理解されている。「自主防衛」論とは内容を異にしている部分が存在するように思われる。

前述の如く、かつて中曾根は、「自衛軍はみずから米軍を撤退せしめるためにつくるもの」であり、「米軍が撤退するからその穴埋めとしてつくらるべきものでは断じてない」と述べていた。だが防衛庁長官時代における訪米時の中曾根の論理はむしろ逆であり、中曾根は「ニクソン・ドクトリン」の論理を受け入れる形で、米軍撤退後の日本による防衛上の役割引き受けという観点から日本の防衛について論じていた。その場合、会談時に中曾根が述べた“a Japan lake”の語などは、日本の役割分担を説明するための象徴的な表現であったようにも思われてくるのである。

中曾根にとって防衛庁長官への就任は、自身が重大な関心を寄せていた安全保障政策に積極的に携わる好機のはずであったが、実際には就任後、中曾根は党内主流派が踏襲してきた安全保障路線との関係を意識せざるを得ない状況に置かれることになる。また将来的な首相就任のためには、アメリカ側当局者と緊密な連携を保たねばならない。かくして中曾根からすれば、「自主防衛」を、現行の日米安全保障条約や日米安全保障体制を批判するための言葉としては持ち出しにくい状況が生まれていたのではなからうか。中曾根が、同盟国の役割分担拡大を求める「ニクソン・ドクトリン」に背馳しない形で日本の防衛責任拡大を論じるようになっていた背景には、以上のような諸要因があったのではなからうかと思われるのである。

以上を踏まえたうえで、戦後日本の防衛政策を論じる際の重要語句である、「自主防衛」の意味についてまとめてみたい。従来、戦後日本の保守陣営における防衛論や外交路線を整理する際には、吉田派對鳩山派という対立構図が強く意識されてきた。ただその反面において、この対立構図は、そのまま戦後日本の防衛政策をめぐる保守陣営内部での代表的な対立構図として半ば拡大的に適用されてきたようにも思われる。そのことが、戦後日本の防衛政策における「自主防衛」論の位相をやや分かりにくくしてしまっていたのではなからうか。

「自主防衛」の語を用いて戦後政治および防衛政策の諸側面を分析、説明しようとする際には、それぞれの時期の国内政治状況、国際政治状況を踏まえながら理解していく必要がある。「自主防衛」は、保守陣営内で防衛政策をめぐる路線対立が存在していた一九五〇年代を念頭に置いた場合には、吉田が締結した日米安全保障条約や、在日米軍基地などを批判する、反吉田派の防衛論を表象する語として位置づけてよいと思われるし、保守陣営内での政治路線対立が後面に退いた一九六〇年代以降、すなわち改憲を現実的な政治課題として提示することが事実上不可能となった池田政権期以降は、保守政治家によって論じられる「自主防衛」には、「ニクソン・ドクトリン」や沖縄返還問題などと絡みつつ、日米安全保障体制における日本側の役割分担論としての側面が次第に強く出るようになっていったと言えよう。

後年中曾根は、首相時代に論じた「戦後政治の総決算」の要素の一つには吉田政治の是正という面があったとし、吉田を「擬似一國平和論者」「似非一國平和論者」だと批判しつつ、吉田外交の転換を求めてきたことを各種講演や著作などで述べている。⁽⁶⁶⁾ただ中曾根の防衛論に関してまとめるとすれば、結果として中曾根もまた、思想的には自衛軍の創設などにこだわり続けていたとしても、鳩山一郎や岸信介ら改憲による明示的再軍備を企図していた政治家達と同様、保守陣営内における権力関係や国内政治上の問題から、すでに防衛庁長官時代に改憲を前提としない防衛論の再構成を意識していたと言える。

以上からすれば、かつては吉田が選択した路線を批判するための論理でもあった「自主防衛」論は、一九七〇年前後、「自主防衛」論が現行日米安全保障体制における役割分担論としての特徴を前面に出すようになったことで、機能的には現行日米安全保障体制との共存地点を見いだしていたと言えないか。今日でも政治的言説の空間において、日本が自己完結した防衛力を備えるという意味での「自主防衛」の語自体は存在している。ただ、戦後政治において、一九五〇年代に吉田の外交路線に反発する政治家達が主張していた、改憲、自衛軍の創設、在日米軍の順次撤退などを内容とする「自主防衛」論は、少なくとも一九七〇年前後には、改憲を前提としない、現行日米安全保障体制と共存する論理と

して成立し得るようになっていたことが指摘できるかと思われる。本稿では、とりわけ一九六〇年以降、有力な「自主防衛」論者の一人であったと考えられる中曽根の防衛論に関する検討から、以上について示した。

冷戦期における日本の防衛政策のその後の展開を見ると、保守陣営内部において現行日米安全保障条約の再検討を求め、動きは目立った形では確認することができなくなり、一九七六年には、坂田道太防衛庁長官のイニシアチブもあり、基盤的防衛力構想を盛り込んだ「防衛計画の大綱」が策定される。また一九七八年には「日米防衛協力のための指針」が決定され、冷戦期の日本の防衛政策は、改憲を前提としない形でその体系化と論理化が図られていく。以上の過程では、従来の防衛政策路線の再検討という文脈での「自主防衛」の問題は明確な形では生じず、むしろ日米防衛協力のあり方や、日本の役割の範囲が問題となる。だとするならば、従来戦後日本の代表的防衛論や防衛政策の路線を説明する際に用いられてきた、日米安全保障体制中心、「自主防衛（体制）」中心、そして「非武装中立」という三つの対立路線は、少なくとも佐藤政権期とりわけ一九七〇年前後から後の時代に関しては、「自主防衛（体制）」が事実上日米安全保障体制のなかに包摂されることにより、日米安全保障体制対「非武装中立」という二項対立的構図へと再整理することが可能なのではなからうか。

とはいえ、これはあくまで仮説提起の域を出るものではなく、当然のことながら以上について論じるためにはさらなる検討部分が多く存在する。本稿の検討対象は限られており、まずは中曽根の防衛論に関するさらなる考察が必要であろう。また、その他のアクターの防衛論を含めて、戦後政治における「自主防衛」論全体の内容に関する検討も必要となる。この点、近年「自主防衛」論をめぐる兵器国産化の論理という側面が実証的に明らかにされてきているが、⁶⁷本稿ではこの問題との関係については論じることができなかった。さらには、前述の二項対立的構図の成立の時期をかりに佐藤政権期（とりわけ一九七〇年前後）に設定した場合、通史的に理解されている一九六〇年の保守陣営内における政治路線対立の消滅との関係性が示されなければならないであろう。これらについては、今後の課題としたい。

- (1) たとえば、一九五三年春以降、再軍備問題をめぐって「軽軍備派」、「改憲・再軍備派」ないし「積極的（明示的）再軍備派」、「再軍備反対派」の鼎立状況が生まれたとする見方として、植村秀樹『再軍備と五五年体制』（木鐸社、一九九五年）。
- (2) 室山義正『日米安保体制』上巻（有斐閣、一九九二年）二五―三二頁。
- (3) 添谷芳秀『日本外交と中国 1945-1972』（慶応義塾大学出版会、一九九五年）一三頁。ちなみに添谷氏は、対米「協調」路線と対米「自主」路線が、日本の経済大国化に伴って融合したとの仮説的提起を行っている（同右、一九頁）。
- (4) 大嶽秀夫『戦後日本のイデオロギー対立』（三一書房、一九九六年）九〇、九四、一〇六頁。
- (5) また、戦後日本の防衛政策の展開に関する体系的研究を発表した佐道明広氏は、「自主防衛」を中心にするか「日米安保中心主義」でいくかは日本の防衛政策を考えるうえで重要なテーマであったとし、「自主と同盟」という研究視角を提示する（佐道明広『戦後日本の防衛と政治』吉川弘文館、二〇〇三年、三頁）。
- (6) 五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』（大阪書籍、一九八九年）二一六頁。
- (7) たとえば池田内閣期を、「吉田なき吉田路線」の定着の時期として捉える見方も提示されている（田辺宏太郎「池田・ケネディ会談の意義―国内経済体制の再編と経済外交―」『同志社アメリカ研究』（同志社大学）第三八号、二〇〇二年、七六頁）。
- (8) 鳩山内閣の「自主防衛」論に関する考察として、大嶽、前掲書、七九―九三頁。また安保改定後の時期も含めた「自主防衛」論に関しては、佐道、前掲書。
- (9) 『朝日新聞』二〇〇〇年八月二日付朝刊、および同年二月二〇日付朝刊。
- (10) たとえば、中馬清福『再軍備の政治学』（知識社、一九八五年）一五一―一五二頁、佐道、前掲書、二三七―二三八頁。
- (11) 中曽根康弘『政治と人生―中曽根康弘回顧録』（講談社、一九九二年）一三四頁。中曽根はこれについて、京都から綾部への車中で訴えたと回顧している。芦田の日記によれば、芦田は一〇月二三日に車で綾部に移動しており、中曽根が芦田に米軍撤退を訴えたのはこの時であるかと推測される（芦田均／進藤榮一編『芦田均日記』第三巻、岩波書店、一九八六年、一九五〇年一〇月二三日の項）。
- (12) *Foreign Relations of the United States, 1950, Vol. VI* (Washington D.C.: U.S.G.P.O., 1976), p. 1195-1196.
- (13) "Formula concerning Japanese-American Cooperation for Their Mutual Security"『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』第二冊（外務省、二〇〇二年）一六一―一六三頁。
- (14) 旧条約の条文は、細谷千博他編『日米関係資料集 1945-97』（東京大学出版会、一九九九年）一三五―一三八頁。
- (15) 「第十二回国会衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会議録第八号」（昭和二十六年十月二十四日）国立国会図書館「国会会議録検索システム」〈<http://kokkai.ndl.go.jp/>〉（二〇〇四年九月一日）。以下の国会会議録も同様。

- (16) 「改進黨結党宣言他」(一九五二・二・一一) 大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集』第三卷(三一書房、一九九三年)二七頁。中曾根はこの案を、一九五一年一月にダレス(John F. Dulles)特使に渡した案をほとんどのままもってきたものだとして述べている(中曾根康弘『天地有情 五十年の戦後政治を語る』文藝春秋、一九九六年、一四九頁)。ちなみにダレスに渡された案では、「集団安全保障下の日米同盟条約の締結」が唱えられていた(中曾根、前掲『政治と人生』、一三三頁)。
- (17) 同右、一四三―一四五頁。
- (18) 中曾根康弘「日本の主張」(一九五四・三) 大嶽編、前掲『戦後日本防衛問題資料集』第三卷、九二―九四頁。
- (19) 同右、八九―九二頁。
- (20) 「第十九回国会衆議院会議録第七号」(昭和二十九年一月二十九日)。
- (21) 中曾根康弘「戦後五十年、日本の統治機能論」政策研究院政策情報プロジェクト編『政策とオーラルヒストリー』(中央公論社、一九九八年)四〇―四一頁。
- (22) 鳩山は演説のなかで、「防衛問題に関する政府の基本方針は、国力相応の自衛力を充実整備して、すみやかに自主防衛態勢を確立することによって駐留軍の早期撤退を期するにあります」と述べている(「第二十一回国会衆議院会議録第七号」昭和三十年一月二十二日)。
- (23) 大嶽、前掲『戦後日本のイデオロギー対立』、一〇七頁、田中明彦『安全保障―戦後五〇年の模索』(読売新聞社、一九九七年)一五四頁。
- (24) 五百旗頭、前掲書、二一七頁。
- (25) 岩永健吉郎『戦後日本の政党と外交』(東京大学出版会、一九八五年)一五七―一五八頁。
- (26) 三宅一郎他『日本政治の座標』(有斐閣、一九八五年)九七頁。
- (27) 「沖繩以後の国防展望(四四・一〇・一五 船田中私案)」「堂場肇文書」(平和・安全保障研究所蔵)。
- (28) 以上については、拙稿「中曾根康弘防衛庁長官の安全保障構想―自主防衛と日米安全保障体制の関係を中心に―」『九大法学』(九州大学)第八四号(二〇〇二年九月)一一三―一一五頁。
- (29) 中曾根康弘『自省録 歴史法廷の被告として』(新潮社、二〇〇四年)八四―八七頁、中曾根、前掲『天地有情』、二三六―二三七頁。中曾根は、保利茂から電話があった数日後、夜の九時過ぎに佐藤邸で話をしたと回顧している(同右)。佐藤の日記を辿ると、一九六七年八月二十七日の項に「十時、遅くなったが中曾根君と会ふ。彼氏なかなか努めてくれる」とあり、佐藤首相が中曾根と直接会って協力を求めたのはこの日ではないかと推測される(佐藤榮作/伊藤隆監修『佐藤榮作日記』第三卷、朝日新聞社、一九九八年、一九六七年八月二十七日の項)。

- (30) Airgram A-346, American Embassy (hereafter cited as AmEmbassy) Tokyo to Department of State (hereafter cited as DOS), "Yasuhiro NAKASONE" (Mar. 31, 1970), RG59, Subject Numeric Files (hereafter cited as SNF), 1970-1973, POL, Box 2401 (National Archives at College Park [hereafter cited as NA]). ちなみにこの中曽根に関する報告は、中曽根が論じる「自主防衛」は、"independent" defenseと表現されている (ibid)。
- (31) 中曽根、前掲『自省録』、八九頁。
- (32) 拙稿、前掲論文。
- (33) Telegram 04713, AmEmbassy Tokyo to DOS, "Nakasone Visit to U.S." (Jun. 25, 1970), RG59, SNF, 1970-1973, POL, Box 2401 (NA).
- (34) Telegram 026755, DOS to AmEmbassy Tokyo, "Nakasone Visit to Washington" (Feb. 21, 1970), RG59, SNF, 1970-1973, POL, Box 2401 (NA).
- (35) 議題項目は、防衛庁が駐日大使館に伝えてきた内容に基づいて作成されている。記載されている議題は以下の通り。A・自主防衛 (autonomous defense) / B・安保条約の運用改善 / C・第四次防衛力整備計画 / D・自衛隊の情報 (intelligence) 能力の強化 / E・在日米軍基地の自衛隊による管理と共同使用 / F・防衛医科大学校の設立に対するアメリカの技術支援 / G・沖縄防衛 (Telegram 06833, AmEmbassy Tokyo to DOS, "Nakasone Visit" [Sep. 2, 1970], RG59, SNF, 1970-1973, POL, Box 2401 [NA])。
- (36) なお中曽根訪米に関する日本側の記録について、筆者は防衛庁および外務省に対して情報公開法による開示請求を行ったが、文書不存在との回答を得た。
- (37) Memorandum of Conversation on Sep. 9, 1970, "Talk Between Secretary Laird and Minister Nakasone" (Oct. 1, 1970), RG 319, History of Civil Administration of the Ryukyu Islands, Box 19 (NA). なお同文書も含め、中曽根訪米に関する資料の収集にあたっては、菅英輝先生 (九州大学) にお世話になった。記して謝意を表したい。
- (38) ibid.
- (39) ibid.
- (40) 中曽根は四次防を「新防衛力整備計画」とも称していたが、アメリカ側の記録では「第四次防衛力整備計画」(Fourth Defense Build-up Plan) の語で統一されているため、ここでは四次防の語を用いる。
- (41) ibid.
- (42) 当時国防会議事務局長であった海原治は、中曽根が四次防をはじめにリード国防長官に説明したことについて、「そういう

ふうには外野の雰囲気醸成しておいて、うちに帰ってこうやるというのが、彼の政治手法だと思います。「国内では大蔵省にも話していないんですから。最初に防衛庁の『新防衛力整備計画』を表にオープンにしたのがアメリカであり、レアーダ長官に対してですからね。これは普通考えられないことです」と中曽根を批判している（政策研究大学院大学C.O.E.オーラル・政策研究プロジェクト「海原治オーラルヒストリー」下巻、二八四頁）。

- (43) Memorandum of Conversation on Sep. 9, 1970, "Talk Between Secretary Laird and Minister Nakasone" (Oct. 1, 1970), op. cit.
- (44) *ibid.*
- (45) *ibid.*
- (46) *ibid.*
- (47) 駐日大使時代のジョンソンについては、池井優『駐日アメリカ大使』（文藝春秋、二〇〇一年）一〇〇―一二三頁、を参照。
- (48) Telegram 149643, DOS to AmEmbassy Tokyo, "Nakasone Visit:" (Sep. 12, 1970), RG59, SNF, 1970-1973, POL, Box 2401 (NA).
- (49) *ibid.*
- (50) *ibid.*
- (51) *ibid.*
- (52) *ibid.* ちなみに、この頃のジョンソンの見解に代表される、日本によるアメリカ防衛を日米の相互性の条件とする論理は、アメリカ側に安全保障における日本の「タダ乗り」論を形成させてしまう土壌を提供することにもなった。日本の「タダ乗り」論の形成とその問題点に関する財政的観点からの詳細な説明として、室山、前掲書、二〇九―二六一頁。
- (53) Telegram 149643, DOS to AmEmbassy Tokyo, "Nakasone Visit:" (Sep. 12, 1970), op. cit.
- (54) *ibid.* 電報六八三三の議題項目には、たしかに核持ち込みとウラン濃縮の項目は含まれていない。電報六八三三の議題項目については、注三五を参照。
- (55) Action Memorandum, Marshall Green to the Secretary, "Courtesy Call by Japanese Defense Minister" (Sep. 8, 1970), RG59, SNF, 1970-1973, POL, Box 2401 (NA).
- (56) Telegram 149632, DOS to AmEmbassy Tokyo, "Secretary's Meeting with Nakasone" (Sep. 12, 1970), RG59, SNF, 1970-1973, POL, Box 2401 (NA).
- (57) それぞれの演説原稿の全文については、Airgram A-940, AmEmbassy Tokyo to DOS, Department of Defense, "Nakasone

- Visit” (Sep. 10, 1970), RG59, SNF, 1970-1973, POL Box 2401 (NA).
- (58) Memorandum of Conversation on Sep. 14, 1970, “Talk Between Secretary Laird and Minister Nakasone” (Oct. 1, 1970), RG 319, History of Civil Administration of the Ryukyu Island, Box 19 (NA). なお水戸射爆場の使用中中止については、同日中の国務省より駐日大使館に対しての伝達があった（Telegram 150126, DOS to AmEmbassy Tokyo, “Nakasone Visit - Mito Range” [Sep. 14, 1970], RG59, SNF, 1970-1973, POL, Box 2401 [NA]）。
- (59) Memorandum of Conversation on Sep. 14, 1970, “Talk Between Secretary Laird and Minister Nakasone” (Oct. 1, 1970), op. cit.
- (60) *ibid.*
- (61) 植村秀樹『自衛隊は誰のものか』（講談社、二〇〇二年）一七頁。
- (62) Telegram 137236, DOS to AmEmbassy Tokyo, “Nakasone Visit” (Aug. 22, 1970), RG59, SNF, 1970-1973, POL, Box 2401 (NA).
- (63) Telegram 06624 (III of III), “Nakasone Visit Joint Embassy/USFJ Message” (Aug. 27, 1970), RG59, SNF, 1970-1973, POL, Box 2401 (NA).
- (64) 前述の電報六八三三のなかでマイヤー駐日大使は、中曽根が提起する予定だった「国防の基本方針」の改定について、「外務省の情報では、佐藤や閣僚は現在のところこれに反対している」と補足しており、また日米安全保障協議委員会の格上げ問題については、「外務省はこの項目を削除するよう中曽根を説得したが成功しなかった」と伝えている（Telegram 06833, AmEmbassy Tokyo to DOS, “Nakasone Visit” [Sep. 2, 1970], op. cit.）。
- (65) たとえば一九七一年五月一四日の衆議院内閣委員会においても、中曽根は「ニクソン・ドクトリン」について、「私の考えている方向とある意味においては一致しているところもある」との見解を示している（第六十五回国会衆議院内閣委員会議録第二十五号「昭和四十六年五月十四日」）。
- (66) たとえば、中曽根、前掲『戦後五十年、日本の統治機能論』、四二頁、中曽根康弘・梅原猛『政治と哲学』（PHP研究所、一九九六年）五、三三―三七頁、中曽根、前掲『天地有情』、一五七―一五八頁。
- (67) 兵器国産化論としての「自主防衛」論については、佐道、前掲書、に詳しい。